

## 認知症施策推進本部の運営について

〔令和6年1月26日  
認知症施策推進本部決定〕

認知症施策推進本部令(令和5年政令第368号)の規定に基づき、認知症施策推進本部(以下「本部」という。)の運営について以下のとおり決定する。

### 1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

### 2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、原則として、本部会合終了後速やかに議事概要を公開する。

### 3. 本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。